

NO	項目	復旧・復興に向けての取組み	備考
1	避難者の所在確認	・全国避難者情報システムによる避難者の所在確認	
2	税制上の救済措置	・固定資産税免除、代貸住宅の不動産取得税非課税等 ・自動車取得税、自動車税の非課税	・地震津波の被災者支援の特別措置を定めた地方税法の改正(4/27) ・原子力災害被災者への特別措置を定めた地方税法の改正(8/5)
3	各国・地域等からの緊急支援	・緊急援助隊、医療支援チーム等の活動、物資支援、寄付金等	・随時
4	被災者の一部負担金等の取扱い	・保険証無しでも保険扱いで医療機関等を受診でき、一定の要件に該当する場合は窓口負担の支払猶予・減免を行うよう都道府県・医療機関等に指示。 ・保険証無しでも保険扱いで介護サービスを利用でき、一定の要件に該当する場合は利用者負担の支払猶予・減免を行うよう都道府県・市町村・介護サービス事業者等に指示。	・医療機関等や国民健康保険を運営する市町村などの判断で、窓口負担金の支払猶予や減免可能。3月12日・15日付け ・介護保険を運営する市町村の判断で、利用者負担金の支払猶予や減免可能。3月11日・12日・17日付け
5	生活福祉資金貸付の特別	・被災した世帯に生活資金原則10万円以内を貸付ける特別措置、及び被災した低所得世帯に一時的に必要となる経費を貸付ける特別措置を決定し、都道府県等に対し必要経費を補助	
6	被災生活衛生関係事業者等の対策	・日本政策金融公庫における災害貸付の金利引き下げ実施 ・被災した理美容師が避難所や仮設住宅に隣接した仮設店舗の開設	・0.5%~1.4%の引き下げ(23/9/30まで) ・法に基づき開設届けを不要とした。
7	医薬品などの対応	・医薬品、医療機器、医療用ガス等の扱いの簡便化及び緩和	・多くの官公庁が例外措置や手続き簡素化などを実施
8	仮設住宅の入居期限	・最長2年とされる入居期限の延長	
9	厚生年金保険料の一時免除	・最大1年間の免除	・対象者： 被災者、被災事業者
10	大規模洪水の排除	・自衛隊等が実施する行方不明者捜索に併せて津波被害による大規模洪水の排水作業について、排水対策車等の機材の貸与	
11	応急救援車両等のための燃料確保	・発災当初に被災地を中心に応急救援のための燃料が不足していた際に、燃料及び輸送手段を確保	
12	避難地域への燃料等の輸送	・原発事故の風評被害により、民間事業者による燃料・救援物資等の輸送が困難であった地域へ自衛隊が輸送任務を展開	

住宅対策

NO	項目	復旧・復興に向けての取組み	備考
1	応急仮設住宅の整備	・応急仮設住宅の建設及び民間賃貸住宅を活用した応急仮設住宅の整備	503億円

インフラの復旧

NO	項目	復旧・復興に向けての取組み	備考
1	激甚災害の指定(激甚災害法)	・公共施設や学校、農地の災害復旧などについて、国庫補助のかさ上げ等	・3/13 指定
2	がれき処理	・がれき処理の受入を42都道府県に打診 ・環境省で現地災害対策本部(福島県内支援チーム)を設置 ・環境省職員、研究者、技術者チーム現地巡回訪問	・災害廃棄物量：339万t(8/1現在) ・支援チームの設置は6/3
3	インフラの復旧	・公共事業費(道路、河川、下水道、港湾等)の修復について、国が98%拠出	・1次補正など
4	救援物資受入れのための輸送経路の確保	・発災直後より、救援物資受入れ拠点となる港湾施設及び被災地への輸送経路を確保	
5	警戒区域内における破堤箇所の補修	・警戒区域内の河川堤防等が破堤した箇所のうち、降雨等により2次被害の発生が懸念される緊急性の高いところについて、応急対策を実施	

雇用対策

NO	項目	復旧・復興に向けての取組み	備考
1	新規採用者(新卒者)への配慮	・被災地の学生(新卒者等)採用に配慮するよう要請	
2	雇用・労働関係の特別措置	・相談窓口の設置、未払賃金立替払制度、労働保険料等の納付期限延長・猶予等	
3	災害時における雇用保険の特別措置	・雇用保険の失業手当を受給できる特別措置	対象：災害により休業もしくは一時的に離職を余儀なくされた方
4	雇用調整助成金	・支給要件の緩和を実施	対象：災害救助法適用地域に所在する事業所の事業主
5	雇用創出基金事業	・対象分野に「震災対応分野」を追加 ・雇用期間の複数回更新が可能	・交付額：138.7億円